

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[憲法]

2010年12月4日(土)

13:00~14:30

注 意 事 項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子である。ページ数は、表紙を除いて、1ページである。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚である。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書くこと。**罫線外及び裏面**を使用してはならない。
- 4 **受験番号**は、解答用紙の所定の箇所に必ず記入すること。
解答用紙に氏名を書いてはならない。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはならない。
- 6 試験時間の途中での退室は認めない。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。

【憲法】(120点)

厚生労働省課長補佐として病院や医師への指導や監査を主に担当している Y は、勤務のない休日に私服姿で、勤務地から離れた自宅付近の集合住宅等の郵便受け合計 30 か所に、A 党を支持する目的で、同党の機関紙を 3 度にわたり投函した。このため Y は、国家公務員法（以下「法」という。）102 条 1 項が一般職国家公務員（以下「公務員」という。）に対して禁止する「政治的行為」を行ったとして、法 110 条 1 項 19 号に基づき起訴された。Y の行為は、法 102 条 1 項の委任を受けて「政治的行為」の内容を具体的に定めた人事院規則 14-7（以下「規則」という。）にいう、「特定の政党その他の政治的団体を支持」（規則 5 項 3 号）する目的での、「政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を…配布…すること」（同 6 項 7 号）に該当するというのである。

この設例に関する以下の問に答えなさい。

- (1) Y は、裁判において、法 102 条 1 項による規則への委任が、許される委任の限界を超えるものであり、憲法に違反すると主張した。この主張の可否を、関連する憲法上の論点に言及しつつ検討しなさい。(50 点)
- (2) Y は、裁判において、仮に上記の委任の仕方は憲法に違反しないとしても、法 102 条 1 項（同規定の委任を受けた規則 5 項 3 号及び 6 項 7 号を含む。）及び法 110 条 1 項 19 号の規定が、公務員の政治活動の自由を不当に制限するものであり、憲法に違反すると主張した。この主張の可否を、関連する憲法上の論点に言及しつつ検討しなさい。(70 点)

【参考】

人事院規則 14-7（政治的行為）（昭和 24 年 9 月 19 日人事院規則 14-7）（抜粋）

（適用の範囲）

1 法[注一「国家公務員法」のこと。以下同じ]及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員…[中略]…が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。

4 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、…[中略]…職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

（政治的目的の定義）

5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第 6 項に定める政治的行為に含まれない限り、法第 102 条第 1 項の規定に違反するものではない。

一 ～ 二 [省略]

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

四 ～ 八 [省略]

（政治的行為の定義）

6 法第 102 条第 1 項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

一 ～ 六 [省略]

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

八 ～ 一七 [省略]